茨城県報

第 68 号

令和2年(2020年)1月6日

月曜日

目 次

●土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除(廃棄物対策課) 1

●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(廃棄物対策課) 2

●茨城県条例制定請求代表者証明書の交付(原子力安全対策課) 4

●知事指定薬物の指定の失効(薬務課) 4

●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定(福祉指導課) 4

●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定(2件)(福祉指導課) 5

●公名水面埋立ての免許(港湾課) 5

●事業計画の変更の認可(下水道課) 7

(選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第1回定例会の招集 7

公告

●公共測量の終了(用地課) 8

告示

茨城県告示第1号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定に基づき、平成29年5月22日付け茨城県告示第639号及び同年7月6日付け茨城県告示第835号により指定した要措置区域の全部の指定を解除する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定を解除する区域

筑西市下岡崎字河原向320番1の一部

筑西市下中山字西鶴334番1の一部

筑西市下中山字西鶴344番の一部

筑西市下中山字西鶴345番2の一部

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の 名称 六価クロム化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

原位置封じ込め

茨城県告示第2号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定する区域

筑西市下岡崎字河原向320番1の一部

筑西市下中山字西鶴334番1の一部

筑西市下中山字西鶴344番の一部

筑西市下中山字西鶴345番2の一部

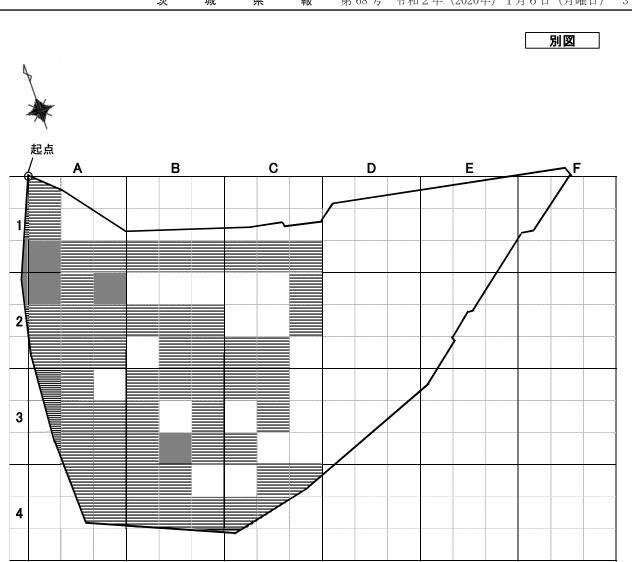
(別図のとおり)

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物



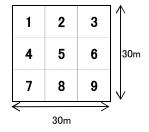
<凡<u>例></u>

:形質変更時要届出区域(H29指定)

: 形質変更時要届出区域(今回指定)

—— :土壌汚染状況調査対象範囲

※ メッシュ番号の枝番号は右図のとおり



茨城県告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第91条第2項の規定により、次の者に対し令和2年1月6日茨城県条例制定請求代表者証明書を交付した。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県ひたちなか市大字田彦1210番地58

鵜澤 恵一

茨城県つくば市吾妻3丁目1番地1ダイアパレスつくば学園都市208号

德田 太郎

茨城県石岡市柿岡1297番地1

山﨑 咲知子

茨城県告示第4号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) メチル= 2 [1-(5-フルオロペンチル)-1 H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類
 - (2) 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
 - (3) 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類
- 2 失効の理由

条例第2条第6号に規定する薬物に指定されたため。

3 指定の失効年月日

令和元年12月27日

茨城県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2310274 ユビキタスクリニック HINODE	潮来市日の出4-1-14	内科・精神科	医療法人社団 ゆびきたす 理 事長 内田 薫	令和元年 12月17日	指定

茨城県告示第6号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
472 あんまマッサージ癒(小 川 睦)	日立市十王町友部東1-2- 2	あん摩マッサージ指圧	小川 睦	令和元年 12月18日	指定
466 あんまマッサージ癒(小 川 睦)	日立市十王町友部東1-2-2	はり・きゅう	小川 睦	令和元年 12月18日	指定

茨城県告示第7号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
473 加藤 真司(出張専門)	笠間市大橋1461	あん摩マッサージ指 圧	加藤 真司	令和元年 12月18日	指定
467 加藤 真司 (出張専門)	笠間市大橋1461	はり・きゅう	加藤 真司	令和元年 12月18日	指定

茨城県告示第8号

令和元年7月9日付けで茨城県知事 大井川 和彦より出願のあった公有水面埋立てについて、次のとおり免許したので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第11条の規定により告示する。

令和2年1月6日

茨城港港湾管理者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 大井川 和 彦

1 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

所 在 地 茨城県水戸市笠原町978番6

名 称 茨 城 県

代表者住所 茨城県水戸市笠原町978番 6

代表者氏名 茨城県知事 大井川 和彦

2 埋立区域

(1) 位置

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番82,163番77及び163番73の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち,①の地点から④の地点までを順次に結んだ線,④の地点と⑤の地点を結ぶ平成21年9月28日付け茨城県港指令第3号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D. L. +1. 46メートルにより決定),⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成27年3月10日付け茨城県港指令第2号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +1. 46メートルにより決定),⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成31年3月1日付け茨城県港指令第18号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +1. 36メートルにより決定),⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成5年3月29日付け茨城県港指令第17号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D. L. +1. 36メートルにより決定)及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成27年6月15日付け茨城県港指令第2号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D. L. +1. 70メートルにより決定)により囲まれた区域。

- ①の地点 茨城県那珂郡東海村大字照沼字堀米917番1の国土地理院照沼二等三角点(北緯36度26分16秒6113, 東経140度35分22秒9592) から130度48分04秒 3,391.57メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から270度00分00秒 482.22メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から180度00分00秒 7.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から270度00分00秒 15.44メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から351度17分16秒 60.44メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 0度00分00秒 337.28メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 89度24分57秒 259.62メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 90度00分00秒 247.21メートルの地点
- (3) 面積

198,271.72平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番77の地内並びに同市大字長砂字渚163番82,163番77,163番73及び163番75の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点とのの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- ⑦の地点 茨城県那珂郡東海村大字照沼字堀米917番1の国土地理院照沼二等三角点(北緯36度26分16秒6113, 東経140度35分22秒9592) から131度22分03秒 2,713.49メートルの地点
- ①の地点 ⑦の地点から 90度00分00秒 561.02メートルの地点
- **⑦**の地点 **②**の地点から180度00分00秒 399.77メートルの地点
- 国の地点 の地点から 90度00分00秒 40.00メートルの地点
- **団**の地点 □の地点から180度00分00秒 150.00メートルの地点
- (3) 面積

314,430.86平方メートル

4 埋立地の用途

保管施設用地, 製造業用地, 道路用地

5 免許の年月日

令和元年12月23日

茨城県告示第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 施行者の名称

稲敷市

 都市計画事業の種類及び名称 稲敷東部台都市計画下水道事業 新利根町公共下水道

- 3 事業施行期間 平成7年6月28日から 令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分変更なし
 - (2) 使用の部分

平成7年茨城県告示第837号,平成11年茨城県告示第1297号の事業地に、稲敷市大字角崎字岡崎並びに大字中山字前田及び字中内、大字伊佐津字一丁目並びに字大曲、字上塩口及び字下塩口の全部の区域並びに大字下根本字鍛治屋台並びに字久保、字松原台、字根道、字須賀、字池田、字沓掛、字池向及び字牛内、大字角崎字丑内並びに字丑内原、字四斗蒔、字池の下、字居下、字萱堤、字村付、字宮下、字守賀、字岡前、字天神脇、字前久保、字新畑、字西長作、字東長作、字南下町、字南上町、字柴崎地及び字狸穴下、大字中山字中山並びに字諏訪腰、字浦畑、字岡前、字池田、字東、字下前田、字中島、字長畑、字天神、字大山下、字小山下、字大山下丁、字大久保、字仏通台、字立山、字弓塚、字入谷、字団子山、字五郎田、字後畑、字水開、字曽根、字曽根合、字角崎下、字狸穴下及び字天神谷、大字狸穴字神田並びに字道下、字と己畑、字上坪、字内山、字下坪、字長町及び字長作、大字柴崎字居鑓並びに字長峰、字寄居、字寄居下、字根古屋、字谷中下及び字上吉山、大字伊佐津字前田並びに字笹本、字大杉谷、字上台、字上宿、字長通、字寺台、字北浦、字内原、字富士下、字塩口、字堺田、字富士の下、字富士台、字下の原、字下台、字根古屋及び字大辺田、大字下太田字谷中並びに字大辺田台及び字大辺田の各一部の区域を加える。

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第1号

令和2年第1回定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月6日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

1 日 時

令和2年1月10日(金)午前10時

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 令和2年第5回定例会の日程等について
- (2) 政治団体の設立届出等の状況について
- (3) その他

________________________________告

●公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法 第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 測量計画機関 結城市
- 2 作業種類 公共測量(数値地形図修正)
- 3 作業終了日 令和元年12月4日
- 4 作業地域 結城市全域

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年1月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東茨城郡茨城町大字下石崎字蔵前2394番1,2396番1
- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字下石崎2396番地1

関 根 章

東茨城郡茨城町大字下石崎2396番地1

STK株式会社

代表取締役 関 根 章

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月) (金 3,210円)

発 行 茨 城 県

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)